

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「よい医療は、よい経営から」をコンセプトに、よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する企業グループとして、経営理念である「わたしたちの誓い」「社是・社訓」を掲げており、職務遂行における判断基準として「総合メディカルグループ行動規準」を制定のうえ周知徹底しております。法令遵守はもちろんのこと、倫理的観点での適切な判断や、社会的規範に適合した健全な活動を通じ、社会の期待に誠実かつ積極的に応えてまいります。

コーポレート・ガバナンスにおいても経営理念を根底に据え、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーとの良好な関係を尊重し、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことによって、継続的な企業価値向上を追求するとともに、実効性のある体制構築に努めてまいります。

また、迅速、正確かつ幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は平成30年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

株価変動の影響を受けにくい強固な財務基盤の構築や資本効率性の向上の観点から、当社は、政策保有株式を保有しないことを基本方針とします。ただし、経営上の合理的な理由から保有する場合には、その保有の合理性を毎年取締役会にて確認します。政策保有株式の売却については、当社の中長期的な企業価値の向上に繋がるものか検討のうえ、実施します。

政策保有株式の議決権行使にあたっては、それぞれの議案が、「当社の政策保有株式に関する基本方針に沿っているか」「当社及び当該企業の中長期的な企業価値の向上に繋がるものか」の観点から賛否を総合的に判断し行使を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社取締役規程において、当社取締役が競業や利益相反取引等、次の行為を行う場合、その重要事実を説明のうえ、取締役会の承認を受けなければならない旨を規定しております。

- (1) 自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 自己又は第三者のために会社と取引をしようとするとき。
- (3) 会社が取締役の債務を保証すること。その他、取締役以外の者との間において、会社とその取締役との利益が相反する取引をしようとするとき。

また、当該取引を実行した取締役は、その取引終了後速やかに、係る重要事実を取締役会に報告することとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定拠出年金を導入し、社員に対して資産運用に関する教育、また資産運用をサポートする情報提供等を継続して実施しております。また、個人負担にて拠出額を上乗せするマッチング拠出も導入しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社では、法令に基づき開示を適切に行うことはもちろんのこと、クリーン・フェア・オープンの方針のもと、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示し、主体的に情報発信を行うことを方針としております。

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

コーポレートサイトの下記ページをはじめとして、外部公表資料にて適宜開示しております。

・経営理念(「わたしたちの誓い」「社是・社訓」)

<https://www.sogo-medical-hd.co.jp/company/idea/>

・中期経営計画

<https://www.sogo-medical-hd.co.jp/company/plan/>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」及び有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針・手続

取締役と監査役の報酬(賞与を含む。)は、株主総会の決議により、取締役全員、監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定し、株主の監視が働く仕組みにしております。各取締役の報酬額は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、当社取締役会が人事諮問委員会へ諮問を行い、人事諮問委員会の答申を経て、取締役会の決議により決定します。

また、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定します。

当社は、平成27年7月から、業務執行取締役を対象に、報酬の一部については業績連動型の変動報酬(業績連動給与)及び株式報酬を支給することを内容とする取締役報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、業務執行取締役に対してこれまで以上に当社グループの中長期的な企業価値向上に対するコミットメントを高めることを目的とするも

のであります。

なお、非業務執行取締役・社外取締役に変動報酬の支給はありません。また、監査役の報酬は、監査役の協議によりその額を決定し、監査役が企業業績に左右されない独立の立場にあることを考慮し、固定報酬のみです。

経営陣幹部である執行役員の報酬は、執行役員規程に基づき、代表取締役が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定します。また、報酬の一部については、経営に対するコミットメントを高めることを目的として、平成29年7月から業績連動型の変動報酬及び株式報酬としました。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部である執行役員は、執行役員規程における選任基準に基づき、当社取締役会が人事諮問委員会へ諮問を行い、人事諮問委員会の答申を経て、取締役会の決議により選任しております。

取締役・監査役候補者は、取締役規程・監査役規程に基づき、当社取締役会が人事諮問委員会へ諮問を行い、人事諮問委員会の答申を経て、取締役会承認を得た後、株主総会に付議する取締役選任議案として提出しております。

取締役及び執行役員の職務執行に不正又は重大な法令若しくは定款違反等があった場合など、解任すべき事情が生じた場合には適時、取締役会が人事諮問委員会に諮問を行い、人事諮問委員会の答申を経て、取締役会において審議します。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

執行役員兼務取締役を含む取締役・監査役の各候補者の選解任・指名理由及び経歴等につきましては、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1(1) 経営陣に対する委任の範囲】

当社取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。

また、代表取締役、常勤取締役等で構成されるグループ経営会議は、原則として毎月2回以上開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項の決定、経営に関する諸課題の協議及び情報収集等を行っております。

これらの具体的な委任範囲につきましては、「取締役会規程」「職務分掌及び責任権限規程」等の社内規程に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役の有用性について十分認識しており、社外取締役の質疑・意見による取締役会における議論の活性化、及びさまざまな観点での意見提示を通じた適切な意思決定や監督の実施等、社外取締役の活用は当社のコーポレート・ガバナンスを適正に機能させ、また実効性のあるコーポレート・ガバナンスの確立に資すると判断しております。

当社では、業務執行取締役と社外取締役を含む非業務執行取締役を明確に区分しております。また、社外監査役を含む監査役監査により、コーポレート・ガバナンスは有効に機能していると考えております。

現在、社外取締役3名のうち、2名を独立社外取締役として東京証券取引所へ届け出ております。

【補充原則4-8(1) 独立社外者のみを構成員とする会合の定期開催などによる情報交換・認識共有】及び【補充原則4-8(2) 「筆頭独立社外取締役」の決定などによる経営陣等との連携】

当社は、独立社外取締役2名、独立社外監査役3名の計5名の独立性の高い社外役員を選任しております。

なお、独立社外者のみを構成員とする会合や筆頭独立社外取締役の設置は行っておりませんが、独立社外取締役への情報共有会を定期的に開催し、社外取締役が取締役会の議論に積極的に貢献できる体制を確保しており、経営陣等との連携は十分に図られております。

【原則4-9 独立社外取締役等の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所の独立性に関する要件を踏まえ、次のとおり当社独自の「独立性判断基準」を策定しております。本基準に則り、当社取締役7名のうち社外取締役は3名とし、社外取締役3名のうち2名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

また、監査役会の監査機能強化のため、本基準に則り、当社監査役4名のうち社外監査役は3名とし、その3名を独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。

これらの候補者選定につきましては、当社の経営に対して率直且つ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な知識・経験等を重視しております。

【独立性判断基準】

1 現在及び過去において、当社グループの業務執行者（ ア ）ではないこと。

2 現事業年度及び過去5事業年度において、当社グループを主要な取引先（ イ ）としている者、又はその業務執行者ではないこと。

3 現事業年度及び過去5事業年度において、当社グループの主要な取引先、又はその業務執行者ではないこと。

4 現事業年度及び過去5事業年度において、当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産（ ウ ）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家ではないこと。

5 次の各号に掲げる者と親族関係（2親等内）ではないこと。ただし、本項の第3号又は第5号については、社外監査役の独立性を判断する場合にのみ適用する。

（1）第2項及び第3項に掲げる業務執行者のうち重要な者（ エ ）

（2）第4項に掲げる者のうち重要な者

（3）当社グループの会計監査人の代表社員又は社員

（4）当社グループの業務執行者のうち重要な者

（5）当社グループの業務執行者でない取締役

6 現事業年度及び過去5事業年度において、当社の大株主（ オ ）の業務執行者ではないこと。

7 現事業年度及び過去5事業年度において、当社グループが大株主となっている者の業務執行者ではないこと。

8 当社の会計監査人。なお、会計監査人が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。

9 当社グループとの間で、取締役・監査役又は執行役員を相互に派遣していないこと。

10 当社グループから多額の金銭その他の財産（ ウ ）による寄付を受けている者ではないこと。

（ ア ）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう。

（ イ ）当該期間の当社グループとの取引において、支払額又は受取額が当社グループ又は取引先グループの連結売上高の2%以上を占めている企業

（ ウ ）多額の金銭その他の財産とは、当該期間平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%を超えることをいう。

（ エ ）重要な者とは、取締役・監査役・執行役員又は重要な使用人をいう。

（ オ ）大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者

【補充原則4-11(1) 取締役会全体のバランス、多様性や規模に関する考え方及び取締役の選任に関する方針・手続】

当社取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確・迅速・公正な意思決定を追求しており、その実現のため、当社が属する業界の内外を問わず、高度な専門性を有する者を社外取締役として複数人選任するなど、様々な施策を総合的に勘案し、多様性及び知

識・能力・経験のバランスが確保されるよう努めております。
現在の当社取締役の人数は、迅速な意思決定を行うため、7名としております。なお、当社定款では、取締役の員数上限を10名と定めております。また、当社取締役会は、取締役候補者の決定に対する透明性と客観性を高めるために、人事諮問委員会へ諮問を行い、人事諮問委員会の答申に基づき株主総会に付議する取締役選任議案を決定しております。

【補充原則4-11(2) 取締役・監査役の兼任の状況】

社外取締役・社外監査役が他の会社の取締役等の役員等を兼任する場合には、当社の取締役・監査役としての役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を確保するのに適切な兼任数であるべきと考えております。

なお、当該事項につきましては、事業報告(定時株主総会招集通知)「会社役員の状況」、及び有価証券報告書「役員の状況」にて詳細開示しております。

【補充原則4-11(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示】

当社は、持続的な企業価値の向上を実現することを目的として、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。

なお、当社グループの平成29年度の分析及び評価結果の概要は、次のとおりです。

- 1 中期経営計画の達成に向けた「重要議題」の議論強化
- 2 中期経営計画の達成に向けた「監督機能」の更なる強化
- 3 「取締役・監査役トレーニング」の更なる深化

【補充原則4-14(2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役に対して、社外の専門家による法令やリスク管理等に関する研修・トレーニング等を定期的に行っております。

また、社外役員が就任する際は、当社事業内容の説明等も行い、取締役及び監査役としての職務遂行上必要となる知識の習得に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するために、会社の持続的な成長と企業価値の向上を目指した長期ビジョンを策定し、IR活動等を通じて当社の経営方針をわかりやすく説明し、理解が得られるよう努めております。

(1) IR全般に関しては、グループ経営戦略本部担当役員が統括しており、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、建設的な対話を実現できるよう積極的な対応を行っております。

(2) IRの主管部署であるグループ経営戦略本部のほか関係本部とともにIR情報の共有、IRの方向性の検討、開示資料の作成等に取り組んでおります。

(3) 個別面談以外の対話の手段として、第2四半期決算及び本決算発表後にアナリスト・機関投資家向けの説明会、国内外証券会社のカンファレンスを活用した会社説明会、個人投資家向けの説明会等を実施しております。

(4) 株主・投資家の皆様との対話を通じて把握したご意見・要望等につきましては、適宜集約のうえ経営陣及び関係部門へフィードバックし、情報の周知徹底を図っております。

(5) インサイダー情報の管理に関する諸規程を策定のうえ、管理の徹底を図っております。また、決算発表前の期間はサイレント期間と定め、株主・投資家の皆様との対話・取材を制限しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	7,639,108	24.89
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	1,864,000	6.07
東京センチュリー株式会社	1,444,000	4.70
株式会社福岡銀行	1,230,000	4.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,056,600	3.44
小山田浩定	907,548	2.95
株式会社北九州銀行	808,000	2.63
総合メディカル株式会社	745,686	2.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	586,200	1.91
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	525,000	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

・当社は平成30年10月1日に設立された新設会社であり、株主情報をまだ把握できていないため、当社の完全子会社となる総合メディカルの平成30年3月31日現在の株主データに基づき、平成30年10月1日時点で想定される【大株主の状況】を記載しております。

・総合メディカル株式会社は、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。なお、平成30年10月1日現在(予定)の株式につきましては、当該株式分割後の株式数を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邉 清孝	他の会社の出身者											
関 榮一	他の会社の出身者											
上手 隆志	他の会社の出身者					○						

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邉 清孝	○	過去において当社の主要株主である三井物産株式会社の常務執行役員を経験されておりましたが、平成20年3月に退任されており、特別な利害関係はありません。	三井物産株式会社の常務執行役員を経験されており、同氏がこれまでに培ってきた豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営に役立ていただき、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけることを期待して社外取締役に選任しています。 同氏は、東京証券取引所の独立性の要件(上場管理等に関するガイドラインIII5.(3)の2)に加え、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

関 榮一	○	過去において当社の取引銀行である株式会社みずほ銀行の常務執行役員を経験されておりましたが、平成15年3月に退任されており、特別な利害関係はありません。	株式会社みずほ銀行の常務執行役員を経験されており、同氏がこれまでに培ってきた金融に関する豊富な経験と経営に関する高い見識を当社の経営に役立てていただき、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけることを期待して社外取締役に選任しています。 同氏は、東京証券取引所の独立性の要件(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)に加え、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
上手 隆志		東京センチュリー株式会社の常務執行役員を務めております。 なお、当社と大株主である東京センチュリー株式会社の間にはリース取引等がありますが、当該取引は一般の取引条件と同様であります。	在籍会社における実績・見識は高く評価されており、また当社の事業環境にも見識を有しております。 長年の豊富な経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

人事諮問委員会は、当社の取締役及び執行役員の「指名及び指名基準、報酬額及び報酬体系、評価及び評価基準」について審議し、取締役会に答申します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、監査部、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)は、監査計画や監査結果に関する情報を適時交換し、有効かつ効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

山川 正翁	他の会社の出身者														
三ツ角 直正	弁護士														
権藤 説子	税理士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山川 正翁	○	過去において当社の取引銀行である株式会社福岡銀行の取締役常務執行役員を経験されておりましたが、平成25年3月に退任されており、特別な利害関係はありません。	金融機関の経営者として培われた会社経営を統括する十分な知見を有しており、中立的、客観的な立場から職務を遂行していただけることを期待して社外監査役に選任しています。 同氏は、東京証券取引所の独立性の要件(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)に加え、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
三ツ角 直正	○	三ツ角法律事務所の所長であります。当社と同所との間には、人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士として培われた企業法務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、中立的、客観的な立場から職務を遂行していただけることを期待して社外監査役に選任しています。 同氏は、東京証券取引所の独立性の要件(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)に加え、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
権藤 説子	○	社会福祉法人グロー監事であります。当社と同法人との間には、人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。	税理士として培われた企業会計及び税務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、中立的、客観的な立場から職務を遂行していただけることを期待して社外監査役に選任しています。 同氏は、東京証券取引所の独立性の要件(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)に加え、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則3-1 情報開示の充実（3）】に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人の分の給与は含まない。)は2億円以内と定めた固定枠と前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内と定めた変動枠の合計額とし、同期間の監査役の報酬限度額は50百万円以内とする旨を定款に定めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則3-1 情報開示の充実（3）】に記載のとおりであり、各取締役の役職に応じたポイントは以下のとおりです。

業績連動給与＝連結営業利益×0.541%×(各取締役のポイント÷取締役のポイント合計)

取締役の役職別ポイント 役職ポイント

取締役社長執行役員 1

取締役副社長執行役員 0.83

取締役専務執行役員 0.67

取締役常務執行役員(注) 0.60

取締役上席執行役員(注) 0.41

(注)現在任命はありませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役専従スタッフの配置はしていませんが、必要に応じて取締役会事務局が適宜対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小山田 浩定	相談役	経済団体に関する活動、社会貢献に関する活動、総合メディカルグループにおける企業理念の伝承、総合メディカルグループにおける取引先との関係維持・拡大の支援に関する活動(経営非関与)	【勤務形態】常勤 【報酬】有	2012/3/31	1年間
金納 健太郎	特別顧問	経済団体に関する活動、社会貢献に関する活動、総合メディカルグループにおける企業理念の伝承、総合メディカルグループにおける取引先との関係維持・拡大の支援に関する活動(経営非関与)	【勤務形態】常勤 【報酬】有	2012/3/31	1年間

その他の事項

当社は、相談役・顧問等の「業務内容」や「勤務形態・条件」等について、取締役会が人事諮問委員会へ諮問を行い、人事諮問委員会の答申を経て、取締役会の決議により決定しています。

「社長等退任日」は、総合メディカル株式会社の社長等を退任した日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。
- ・当社の取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性も重視して、7名で構成されており、うち3名が社外取締役であります。取締役会は原則月1回の定時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
- ・社外取締役は、在籍会社において実績・見識は高く評価されており、当社の事業環境にも見識を持つ方であり、独立した立場から取締役会に出席することで、経営の監督にあたっております。
- ・代表取締役、常勤取締役等で構成されるグループ経営会議は、原則として毎月2回以上開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項の決定、経営に関する諸課題の協議及び情報収集等を行っております。
- ・取締役候補者は、人事諮問委員会が審議して取締役会へ答申し、株主総会付議議案として取締役会承認を得た後、株主総会議案として提出しております。
- ・執行役員は、人事諮問委員会が審議して取締役会へ答申し、取締役会の承認を得て選任しております。執行役員は、取締役会からの権限委譲により業務執行を行い、取締役会がこれを監督しております。
- ・監査役会は常勤監査役2名(うち、社外監査役1名)、非常勤監査役2名(うち、社外監査役2名)の計4名体制をとっております。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画、職務分担に基づき、業務執行の適法性について監査しております。
- ・社外監査役1名は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・社外監査役1名は、弁護士であり、企業法務に関する高度な専門的知見を有しております。
- ・社外監査役1名は、税理士であり、企業会計及び税務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しております。
- ・常勤取締役は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ・会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。
- ・監査部(9名)は、全部門を対象に内部監査を計画的に実施しており、監査結果を代表取締役社長に報告しております。被監査部門に対しては、改善事項の指導を行い、改善状況を報告させることにより実効性のある監査を実施しております。
- ・監査役、監査部、会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
- ・会計監査業務を執行している公認会計士は伊藤次男氏と池田徹氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。その他に会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士2名、その他5名であります。
- ・顧問弁護士からは、法律上の判断を必要とする場合、適時に助言・指導を受けております。
- ・当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、会社法427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法425条1項に定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役会は、当社グループの規模等に鑑み、また、機動性も重視し、社外取締役3名(うち、独立社外取締役2名)を含む、計7名で構成しております。

また、企業の財務・会計に豊富な経験を有する独立社外監査役1名、法務分野の専門的知見を有する独立社外監査役1名、税務分野の専門的知見を有する独立社外監査役各1名、常勤の社内監査役1名の、計4名で構成される監査役会により、経営の監督と監視機能を有するコーポレート・ガバナンスは適切であると考えております。

加えて、当社は執行役員制度を導入し、執行役員は取締役会からの権限委譲により業務執行を行い、取締役会がこれを監督することで役割を明確にしておき、経営の健全性・透明性を図るとともに、事業環境の変化に即した迅速果断な意思決定を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総合メディカル株式会社の平成30年3月期の定時株主総会招集通知は、株主総会開催日の3週間前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、集中日の前週に開催日を設定しております。 総合メディカル株式会社の平成30年3月期の定時株主総会は、平成30年6月22日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	総合メディカル株式会社では、平成26年6月20日開催の第36期定時株主総会より、インターネットに接続しているパソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社が指定する議決権行使サイトにアクセスし、議決権を行使することを可能としておりました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	総合メディカル株式会社は株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しておりました。
招集通知(要約)の英文での提供	総合メディカル株式会社のホームページには英文の招集通知を掲載しておりました。
その他	当社では、総合メディカル株式会社での取り組みを引き続き実施する予定です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	総合メディカル株式会社では、個人投資家向けの会社説明会を定期的に行っていました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	総合メディカル株式会社では代表取締役社長が、第2四半期決算及び本決算発表後にアナリスト・機関投資家向けの説明会を実施するほか、四半期に1回の個別面談等、随時にIR活動を行っていました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL https://www.sogo-medical-hd.co.jp/ir/ ホームページに掲載している投資家向け情報：決算短信、決算短信(英文)、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明資料、決算説明資料(英文)、株主総会の招集通知、株主総会の招集通知(英文)、年次報告書ほか	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署として、当社はグループ経営戦略本部を設置しております。	
その他	当社では、総合メディカル株式会社での取り組みを引き続き実施する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念である、「わたしたちの誓い」、「社是・社訓」、また、「総合メディカルグループ行動規準」に、当社を取り巻くすべての方々を「お客様」としたお客様第一主義の徹底と信頼されるパートナーとなることを規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	年次報告書などにおいて、当社のCSRに対する考え方を次のように記載しております。 (1)全社員が経営理念を理解、共有し、仕事とあわせて、会社の使命を果たしていく。 (2)お客様の期待を超えるサービスを提供する。 (3)社員が安心して、やりがいをもって働ける環境づくりをする。 (4)社会の一員として、コンプライアンスを遵守し、お客様をはじめとする人びとの信頼を築く。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	迅速・正確・公正な情報を開示することに努めております。
その他	当社グループはお客様相談窓口を通じて、日々お客様の声に耳を傾け、当社の提供するサービス・商品の向上に努めております。 また、「当社グループの成長は、社員の成長とともにある」との考えの下、ダイバーシティについて平成27年1月にプロジェクトを立ち上げ、平成29年4月からダイバーシティ推進のための組織を設置しました。 当社グループは、ダイバーシティとともに働き方改革も推進し、多様な人材が能力を発揮し、活躍できるよう取り組んでいます。 詳しくは当社ホームページをご覧ください。 (https://www.sogo-medical.co.jp/information/csr/diversity.php)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では会社法、及び会社法施行規則の定めに従い、取締役会決議によって「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

(1) 法令等遵守体制

総合メディカルグループ(以下、「グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループの取締役及び使用人に対し、職務の執行において企業の社会的責任及び企業倫理を果たすためのコンプライアンス・ポリシー「総合メディカルグループ行動規程」を周知・徹底させるとともに、これを実践する。

グループの取締役及び使用人に法令・定款等の遵守を徹底・推進するため、コンプライアンス担当取締役(法務部門管掌役員)及びグループ内部統制委員会を置き、コンプライアンス担当部門(「業務分掌規程」による。)がこれを管掌する。各子会社においては、コンプライアンス推進責任者を配置する。

グループの使用人から相談・通報できる窓口(「コンプライアンス・ホットライン」)を設置し、相談・通報に迅速に対応する。

グループの取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高めるため、グループの役員研修・社員研修を充実させ、コンプライアンスを尊重する意識の向上に努める。

当社監査部門は、内部監査規程・グループ会社管理・支援規程に基づき、子会社に対する内部監査を、会社規模や業態等に応じて実施する。

(2) 情報保存管理体制

当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役は、法令及び社内規程に基づき、取締役会の議事録を作成・保存するとともに、重要な職務の執行及び決裁に係る情報について記録し、適切に管理する。

当社取締役の意思決定及び当社取締役に対する報告に関しては、「文書管理規程」を定め、これに基づき保存・管理する。

情報の管理については、「情報管理規程」、「情報システム管理規程」に基づいて適切に行う。

(3) 損失危険管理体制

グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループのリスク管理を統括する機能をコンプライアンス担当部門に設置し、担当取締役を置く。

グループのリスク管理についての基本方針及び推進体制を確立するため、「リスク管理規程」等を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

グループのリスク管理の整備・運用上の有効性の評価はコンプライアンス担当部門が行い、問題点等が見られた場合は、各々部署に対し是正勧告を行う等、実効性のあるモニタリングを実施する。

グループ全体において危機発生時の際の対応要領を明確にするため、「危機管理基本規程」等を定め、緊急時に的確に対応できる体制を整える。

(4) 効率性確保体制

グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループの業務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、コーポレート・ガバナンスの理念に基づく「取締役会規程」、「職務分掌及び責任権限規程」、「組織規程」等を定め、子会社においては、規模・業態等に応じて、これに準拠した体制を整える。

グループの中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、毎年度の事業計画及び取締役毎の業績目標を詳細化し、かつその評価を明らかにする。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、会社の重要事項について意思決定を行う。

代表取締役、常勤取締役等で構成されるグループ経営会議は、原則として毎月2回以上開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項の決定、経営に関する諸課題の協議及び情報収集等を行う。

執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員が担当業務の執行責任を負い、取締役会が業務執行の進捗状況・職務の執行が法令及び定款に適合しているか等について監督する。

(5) 企業集団内部統制

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループに共通する企業憲章・倫理規定等を定め周知徹底を図るとともに、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

子会社の管理を主管する部門(「グループ会社管理・支援規程」による。)を設置し、子会社についての「グループ会社管理・支援規程」を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。子会社からの報告については、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務づけるとともに、定例的に開催される子会社取締役会等において重要な事象が発生した場合の報告を義務づける。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係その他一切の関係を持たないこととし、外部専門機関とも連携して、社内での周知・注意喚起を図る。

(6) 監査役監査の実効性確保体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「監査役スタッフ」という。)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

ア 監査役は、職務遂行を補助する使用人として、監査役スタッフを置く。

イ 監査役スタッフは、原則1名以上とし、必要に応じて監査役会は取締役又は取締役会に対して増員要請をすることができる。

監査役スタッフの当社取締役からの独立性及び監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

ア 監査役スタッフの独立性を確保するため、任命、異動、処罰の他人事権に係る事項の決定には監査役と事前に協議する。

イ 監査役スタッフの人事考課については、監査役が行うものとする。

ウ 監査役スタッフは、他部署の使用人を兼務しないことを基本とする。

当社取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しなければならない。

イ 当社取締役及び使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告しなければならない。

ア 当社の信用を大きく低下させた事項、又はその恐れのある事項

- b 当社の業績に大きく悪影響を与えた事項、又はその恐れがある事項
- c 総合メディカルグループ行動規程への違反で重大な事項、又はその恐れのある事項
- d その他上記a～cに準じる事項

子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

ア グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

イ グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。

ウ 当社監査部門、法務部門等は、定期的にグループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

エ グループのコンプライアンス・ホットライン担当部署は、グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

オ 当社監査役へ報告を行ったグループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に係る方針に関する事項

ア 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行われる体制とする。

イ 当社監査役が職務を遂行するために必要と判断した場合は、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア 監査役は、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査役相互の情報を共有する。

イ 社内組織において監査役室を設置し、監査役スタッフの所属を監査役室とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる関係も持たないこと」を基本方針としております。反社会的勢力排除に向け、関係行政機関、弁護士等の外部専門機関とも連携をとりつつ、グループ一体となり対応する体制を構築していきます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1 当社の財務・事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によってなされるべきであると考えます。

しかし、一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等、株主共同の利益を著しく損なう買付行為もありえます。

当社の財務・事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、株主共同の利益を中長期的に確保し又は向上させることを真摯にめざす者でなければならぬと考えております。したがって、株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務・事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2 導入の目的

当社は、当社株式について大規模買付行為の提案を受けた場合、その提案に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によって行っていただくべきと考えております。そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業等に精通している当社取締役会から提供される情報並びに大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。

また、当社は、株主共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、大規模買付行為が、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社の株式の売却を事実上強要し、又は、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社の株式を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものである等の株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を発動する必要もあるものと考えます。

以上から、当社取締役会は、株主共同の利益を確保・向上させることを目的とし、大規模買付者に対して、実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供と、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を導入することを決定いたしました。

3 スキームの概要

大規模買付者には、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、一定の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための取締役会評価期間として設定し、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものいたします。大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。ただし、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。

対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

また、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会が当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するため株主意識確認株主総会を招集することを勧告した場合、又は、大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等、法令及び当社取締役会の善管注意義務等に照らして株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主意識確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。当社取締役会は、株主意識確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について株主意識確認株主総会の決議に従うものとします。大規模買付者は、株主意識確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、その他の対抗措置を用いることもあります。

本対応方針は、平成30年10月1日開催の当社取締役会において導入することを決定しました。なお、本対応方針は、当社取締役会の決定をもって発効し、本日から適用されますが、その重要性に鑑み、その継続について当社においても株主の皆様のご意思を確認すべく、本対応方針の有効期間は、平成31年6月に開催予定の当社第1期定時株主総会の終結時までとし、本対応方針の継続(一部修正した上での継続も含みます。)については、当社株主総会の承認を得ることといたします。

なお、当社は本対応方針の詳細を平成30年10月1日付けで公開し、そのプレスリリースをホームページに掲載しております。

(<https://www.sogo-medical-hd.co.jp/ir/policy/takeover-defense>)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化により、経営の透明性・効率性を向上させ、企業価値の増大に努めてまいります。

